



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 1 0 5 号 令和元年 1 0 月 2 1 日発行

目 次

は県例規集登載

【 条 例 】

番 号	表 題	担当課名
1 2	徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部を改正する条例	消費者くらし安全局 安全衛生課
1 3	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	地方創生局 市町村課
1 4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	地方創生局 地域振興課
1 5	徳島県職員定数条例等の一部を改正する条例	人事課
1 6	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	同
1 7	病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	同
1 8	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	同
1 9	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	同
2 0	徳島県立自然公園条例の一部を改正する条例	環境首都課

【 条例 】

番 号	表 題	担当課名
2 1	徳島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	障がい福祉課
2 2	徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例	県土整備政策課
2 3	道路法施行条例の一部を改正する条例	道路整備課
2 4	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	住宅課 建築指導室
2 5	徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例	教育委員会
2 6	徳島県立城ノ内中等教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例	同
2 7	徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例	同
2 8	徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例	同
2 9	徳島県地方警察職員定員条例及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会
3 0	徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例	同
3 1	警察署の名称，位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	同
3 2	徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	同

【公布された条例等のあらまし】

徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十二号）

一 ふぐ処理師免許に係る欠格条項について適正化を図ることとした。

二 この条例は、令和元年十二月十四日から施行することとした。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第十三号）

一 外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う進学準備給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるものを本人確認情報を利用することができる事務とすることとした。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第十四号）

一 外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う進学準備給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるものを個人番号を利用することができる事務（以下「独自利用事務」という。）とすることとした。

二 独自利用事務の処理において県の執行機関が自ら保有する特定個人情報を利用するための規定を設けることとした。

三 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

徳島県職員定数条例等の一部を改正する条例（条例第十五号）

一 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

1 徳島県職員定数条例

2 職員の給与に関する条例

3 職員の旅費に関する条例

4 職員の退職手当に関する条例

5 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例

6 職員の分限に関する条例

7 職員の懲戒に関する条例

8 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

9 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

10 職員の育児休業等に関する条例

11 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

12 徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第十六号）

一 企業職員で会計年度任用職員であるものの給与の種類及び基準について定めることとした。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第十七

号）

一 病院事業職員で会計年度任用職員であるものの給与の種類及び基準について定める

こととした。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第十八号）

一 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整理を行うこととした。

1 職員の給与に関する条例

2 徳島県学校職員給与条例

3 職員の旅費に関する条例

4 職員の退職手当に関する条例

5 徳島県地方警察職員の給与に関する条例

6 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例

7 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

8 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

二 この条例は、令和元年十二月十四日から施行することとした。

三 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（条例第十九号）

一 この条例は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とすることとした。

二 会計年度任用職員の給与は、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、特殊勤務手当及び期末手当とし、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬及び期末手当とすることとした。

三 会計年度任用職員に適用する給料表及び等級別基準職務表並びに初任給の基準を定めることとした。

四 フルタイム会計年度任用職員の給与の支給条件及び支給方法に関する事項を定めることとした。

五 パートタイム会計年度任用職員の給与の支給条件及び支給方法並びに通勤に要する費用及び旅費の費用弁償に関する事項を定めることとした。

六 その他所要の規定を設けることとした。

七 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

徳島県立自然公園条例の一部を改正する条例（条例第二十号）

一 徳島県立自然公園の指定認定機関に係る欠格条項について適正化を図ることとした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この条例は、令和元年十二月十四日から施行することとした。

徳島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）

一 心身障害者に代わって心身障害者扶養共済制度に基づく年金を受領し、これを管理する年金管理者に係る欠格条項について適正化を図ることとした。

二 この条例は、令和元年十二月十四日から施行することとした。

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）

一 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の算定方法について、所要の改正を行うこととした。

二 この条例は、公布の日又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

道路法施行条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）

一 県道を新設し、又は改築する場合における自転車通行帯の構造の技術的基準を定めることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）

一 建築基準法施行令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）

一 徳島県立城ノ内中学校を廃止することとした。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

徳島県立城ノ内中等教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第二十

六号）

一 徳島県立城ノ内中等教育学校が設置されることに伴い、次に掲げる条例について所要の整理を行うこととした。

1 徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例

2 徳島県学校職員給与条例

3 徳島県学校職員の特種勤務手当に関する条例

4 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

5 徳島県安全で安心なまちづくり条例

6 いじめ防止対策推進法施行条例

二 この条例は、令和元年十一月一日から施行することとした。

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）

一 地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことに伴う所要の整備を行うこととした。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（条例第二十八号）

一 この条例は、会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とすることとした。

二 会計年度任用学校職員の給与は、フルタイム会計年度任用学校職員にあつては給料、地域手当、通勤手当、宿日直手当、超過勤務手当、休日給、特種勤務手当、初任給調整手当、期末手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当とし、パートタイム会計年度任用学校職員にあつては報酬及び期末手当とすることとした。

三 会計年度任用学校職員に適用する給料表及び等級別基準職務表並びに初任給の基準

を定めることとした。

四 フルタイム会計年度任用学校職員の給与の支給条件及び支給方法に関する事項を定めることとした。

五 パートタイム会計年度任用学校職員の給与の支給条件及び支給方法並びに通勤に要する費用及び旅費の費用弁償に関する事項を定めることとした。

六 その他所要の規定を設けることとした。

七 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

徳島県地方警察職員定員条例及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）

一 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

1 徳島県地方警察職員定員条例

2 徳島県地方警察職員の給与に関する条例

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例（条例第三十号）

一 この条例は、会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とすることとした。

二 会計年度任用警察職員の給与は、フルタイム会計年度任用警察職員にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、特殊勤務手当及び期末手当とし、パートタイム会計年度任用警察職員にあつては報酬及び期末手当とすることとした。

三 会計年度任用警察職員に適用する給料表及び等級別基準職務表並びに初任給の基準を定めることとした。

四 フルタイム会計年度任用警察職員の給与の支給条件及び支給方法に関する事項を定めることとした。

五 パートタイム会計年度任用警察職員の給与の支給条件及び支給方法並びに通勤に要する費用及び旅費の費用弁償に関する事項を定めることとした。

六 その他所要の規定を設けることとした。

七 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十一号）

一 徳島県阿南警察署及び徳島県那賀警察署の管轄区域を統合し、統合後の区域を管轄する警察署の名称を徳島県阿南警察署と、位置を阿南市富岡町とすることとした。

二 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

三 徳島県警察署協議会条例について、所要の経過措置を設けることとした。

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）

一 運転免許試験等の手数料について、公安委員会がやむを得ないと認める事情があつたことにより免許証の更新を受けることができなかつた者に係る特例を定めることとした。

二 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の再交付手数料の額を改めること

とした。

三 免許証の更新を受けなかった者に対する運転経歴証明書の交付又は再交付に係る手数料の額を定めることとした。

四 この条例は、令和元年十二月一日から施行することとした。

徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第十二号

徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号）の一部を次のように改正する。
第九条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により食用のふぐの処理を適正に行うことができない者として規則で定めるもの

附則

- 1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、ふぐ処理師が改正前の第九条第三号に該当したことにより第十五条第一項第四号の規定に基づき行われた当該ふぐ処理師の免許を取り消す処分については、なお従前の例による。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第十三号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年徳島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一の一の項及び別表第二の一の項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

徳島県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第十五号

徳島県職員定数条例等の一部を改正する条例

(徳島県職員定数条例の一部改正)

第一条 徳島県職員定数条例(昭和二十四年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「常時勤務する」を「常時勤務することを要する」に改め、「(臨時の職員を除く。)」を削る。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 この条例において「臨時的任用職員」とは、地方公務員法第二十二条の三第一項の規定により臨時的に任用された職員をいう。

第四条第二項中「第十九条及び第十九条の二に規定する職員以外の」を削る。

第十一条第三項中「再任用職員」を「地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」に改める。

第十四条に次の一項を加える。

12 第五項から第十項までの規定は、臨時的任用職員には適用しない。

第十七条第一項中「(常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。))及び臨時職員の給与額については、別に定めるものとする。)」を削る。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第十九条の二を削る。

別表第一の備考ただし書を削る。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第三条 職員の旅費に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の見出しを「(会計年度任用職員等の旅費)」に改め、同条中「の職員」の下に「(地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる者を除く。)」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病氣(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(勤続期間の計算)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第七条の二 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に定める期間は、前条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

一 第二条第二項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて十二月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

二 第二条第二項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて十二月を超えるに至るまでの間に引き続き職員となり、通算して十二月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続き勤務した期間

第七条の三 第七条第四項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第二条第二項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第八条の三第三項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第二条第二項の規定により職員とみなされる者

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第五条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「もの」の下に「第十三条を除き、」を加える。

第十三条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第十三条 技能労務職員で地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員であるものの給与の種類及び基準については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年徳島県条例第十九号)の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例の規定中「報酬」とあるのは、「給料」とする。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十五条中「第十条に掲げる条例」の下に「及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定」を加え、「によつて」を「により」に改める。
(職員の分限に関する条例の一部改正)

第六条 職員の分限に関する条例(昭和四十年徳島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の一項を加える。

8 法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「休養を要する程度」とあるのは「法第二十二条の二第一項及び第二項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内において休養を要する程度」と、「三年を超えない」とあるのは「法第二十二条の二(職員の懲戒に関する条例の一部改正)」とする。

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第七条 職員の懲戒に関する条例(昭和四十年徳島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる職員に係る前項の給料の月額、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年徳島県条例第十九号)第二条第三号に規定するパートタイム会計年度任用職員 同条例第十二条第四項に規定する基準月額から同項に規定する地域手当の月額に相当する額を控除した額を基準月額として、同条第一項から第三項までの規定

により算定した額

二 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第二十八号）第二条第三号に規定するパートタイム会計年度任用学校職員 同条例第十三条第四項に規定する基準月額から同項に規定する地域手当の月額に相当する額を控除した額を基準月額として、同条第一項から第三項までの規定により算定した額

三 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第三十号）第二条第三号に規定するパートタイム会計年度任用警察職員 同条例第十二条第四項に規定する基準月額から同項に規定する地域手当の月額に相当する額を控除した額を基準月額として、同条第一項から第三項までの規定により算定した額

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第八条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十七条（見出しを含む。）中「臨時的に任用される職員及び」を削る。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第九条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年徳島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第十条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「又は」を「、」に改め、「第十八條第一項」の下に「、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）

第九条第一項（第十七条において準用する場合を含む。）、徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第二十八号）

第十条第一項（第十九条において準用する場合を含む。）又は徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第三十号）

第九条第一項（第十七条において準用する場合を含む。）」を加える。

第八条中「した職員」の下に「（地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第十一条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

（徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第十二条 徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年徳島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「占める職員」の下に「及び法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員」を加える。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第四条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和二年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 新条例第二条第二項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて六月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の百分の五十に相当する金額とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する新条例第七条の二の規定の適用については、同条中「十二月」とあるのは、「六月」とする。
(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)
- 5 知事等の退職手当に関する条例（昭和五十六年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
第四条中「第二条に」を「第二条第一項に」に改める。
(特別職の指定等に関する条例の一部改正)
- 6 特別職の指定等に関する条例（平成十五年徳島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第十六号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条の規定により採用されたもの（二）の下に「第二十条第二項及び第三項を除き、」を加える。

第二十条中「もの」の下に「（地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2 会計年度任用職員の超過勤務手当については第十条の規定を、休日勤務手当については第十一条の規定を、夜間勤務手当については第十二條の規定を、宿日直手当については第十三條の規定をそれぞれ準用する。この場合において、会計年度任用職員のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員には、これらの手当の額に相当する金額を給料として支給する。

3 前項に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の種類及び基準については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例の規定中「報酬」とあるのは、「給料」とする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第十七号

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条の規定により採用されたもの（」の下に「第二十八条第二項及び第三項を除き、」を加える。

第二十八条中「もの」の下に「（地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2 会計年度任用職員の超過勤務手当については第十三条の規定を、休日勤務手当については第十四条の規定を、夜間勤務手当については第十五条の規定を、宿日直手当については第十六条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、会計年度任用職員のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員には、これらの手当の額に相当する金額を給料として支給する。

3 前項に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の種類及び基準については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例の規定中「報酬」とあるのは、「給料」とする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第十八号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「、若しくは失職し」を削る。

第十一条の二第二項第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同項第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十一条の四第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

第十二条第四項中「の定める」を「で定める」に、「従い」を「より」に改め、同条第六項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第二項又は第四項の規定の」に改める。

(徳島県学校職員給与条例の一部改正)

第二条 徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「、若しくは失職し」を削る。

第十五条の二第二項第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した学校職員を除く。)」を削り、同項第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十五条の二の三第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

第十六条第四項中「の定める」を「で定める」に、「従い」を「より」に改め、同条第五項中「定が」を「定めが」に、「前四項」を「前各項」に、「外、」を「ほか、」に改め、同条第六項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第二項又は第四項の規定の」に改める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第三条 職員の旅費に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第十六条第二号、第三号及び第五号」を「第十六条第一号、第二号及び第四号」に改める。

(職員の退職手当に関する条例等の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

一 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第三号)第十二条第一項第二号

二 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第六十六号)第十六条第二項第二号

三 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十五号)第二十一条第二項第二号

(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第五条 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「、若しくは失職し」を削る。

第十八条の二第二項第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した警察職員を除く。)」を削り、同項第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十八条の四第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

第十九条第四項中「の定める」を「で定める」に、「従い」を「より」に改め、同条第五項中「定が」を「定めが」に、「外、」を「ほか、」に改め、同条第六項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第二項又は第四項の規定の」に改める。

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第六条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第九条及び第九条の二中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)第四十四条の規定による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧法」という。)第十六条第一号に該当して旧法第二十八条第四項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十一条第一項及び第四項、第十一条の二第二項第二号(同条例第十一条の四第五項及び第十二条第七項において準用する場合を含む。)、第十一条の四第一項及び第二項第一号並びに第十二条第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(徳島県学校職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日前に旧法第十六条第一号に該当して旧法第二十八条第四項の規定により失職した学校職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第二条の規定による改正後の徳島県学校職員給与条例第十五条第一項及び第四項、第十五条の二第二項第二号(同条例第十五条の二の三第五項及び第十六条第七項において準用する場合を含む。)、第十五条の二の三第一項及び第二項第一号並びに第十六条第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日前に旧法第十六条第一号に該当して旧法第二十八条第四項の規定により失職した警察職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第五条の規定による改正後の徳島県地方警察職員の給与に関する条例第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第二項第二号(同条例第十八条の四第五項及び第十九条第七項において準用する場合を含む。)、第十八条の四第一項及び第二項第一号並びに第十九条第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日前に旧法第十六条第一号に該当して旧法第二十八条第四項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第六条の規定

による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第九条及び第九条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第十九号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第五項の規定に基づき、別に条例で定める場合のほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 会計年度任用職員 法第二十二条の二第一項に規定する職員のうち任命権者が定める職員をいう。
- 二 フルタイム会計年度任用職員 会計年度任用職員のうち法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員をいう。
- 三 パートタイム会計年度任用職員 会計年度任用職員のうち法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員をいう。
- 四 常勤職員 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号。以下「給与条例」という。）第二条第一項に規定する職員をいう。
- 五 任命権者 法令等により会計年度任用職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有する者をいう。
- 六 給与 フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、特殊勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬及び期末手当をいう。

(給料表及び等級別基準職務表)

第三条 給料表の種類は、次に掲げる給与条例第四条第一項に規定する給料表のとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところにかかわらず、常勤職員との権衡を考慮して、任命権者が定める。

一 行政職給料表（職務の等級が四級以上である部分を除く。）

二 研究職給料表（職務の等級が三級以上である部分を除く。）

三 医療職給料表

イ 医療職給料表（一）（職務の等級が三級以上である部分を除く。）

ロ 医療職給料表（二）（職務の等級が五級以上である部分を除く。）

ハ 医療職給料表（三）（職務の等級が五級以上である部分を除く。）

2 会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前項の給料表（以下単に「給料表」という。）に定める職務の等級に分類するものとする。この場合において、その分類の基準となるべき職務の内容は、給与条例別表第四に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で任命権者が定めるものは、それぞれの職務の等級に分類されるものとする。

3 任命権者は、全ての会計年度任用職員の職務を前項の規定により定められた職務の等級のいずれかに決定し、給料表によりフルタイム会計年度任用職員には給料を、パートタイム会計年度任用職員には報酬を支給しなければならない。この場合におけるパートタイム会計年度任用職員に対する給料表の適用については、給料表中「給料月額」とあるのは、「報酬月額」とする。

（会計年度任用職員の初任給の基準）

第四条 新たに会計年度任用職員となった者の職務の等級及び号俸は、任命権者が定める初任給の基準に従い決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の調整）

第五条 フルタイム会計年度任用職員の給料の調整については、常勤職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当）

第六条 フルタイム会計年度任用職員のうち、給与条例第五条の三の規定により初任給調整手当を支給される常勤職員との権衡上必要であると認められる者には、同条の規定の例により、初任給調整手当を支給することができる。

2 前項の規定により初任給調整手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、任命権者が定める。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第七条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第八条（第三項及び第四項を除く。）の規定の例により通勤手当を支給する。この場合において、同条第七項中「通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）」とあるのは、「一箇月」とする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当等)

第八条 フルタイム会計年度任用職員には、常勤職員の例により地域手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給及び特殊勤務手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第九条 フルタイム会計年度任用職員(任期の定めが六月以上の者に限る。)の期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、任命権者が定める日に支給する。

2 任期の定めが六月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者が定めるものに限る。)の合計が六月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員については、その至った時から当該会計年度の末日までの間においては、任期の定めが六月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなして、期末手当を支給する。

3 前項の規定により合計する任期に当該任期の属する年度の前年度における会計年度任用職員としての任期(任命権者が定めるものに限る。)から引き続きものがあるときは、同項の規定の適用に当たっては、当該前年度における任期についても合計するものとする。

4 期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 前各項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給については、給与条例第十一条第一項後段に係る部分を除き、常勤職員の例による。この場合において、同条第六項において人事委員会規則で定めることとされている事項は、任命権者が定めるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の休職者等の給与)

第十条 フルタイム会計年度任用職員の休職者及び専従休職者の給与については、給与条例第十二条(第六項及び第七項を除く。)及び第十二条の二の規定の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第十一条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、任命権者が定める場合を除き、その勤務しない一時間につき、給与条例第十八条の規定の例により算出した勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第十二条 月によって報酬の額を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和四十年徳島県条例第二十号。以下「勤務時間条例」という。)第十七条の規定に基づき定められたその者の一週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 日によって報酬の額を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を二十一で除して得た額に、勤務時間条例第十七条の規定に基づき定

められたその者の一日当たりの勤務時間を七時間四十五分で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間によって報酬の額を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を七時間四十五分に二十一を乗じて得た時間で除して得た額とする。

4 この条において「基準月額」とは、第三条の規定によりその者に適用される給料表に掲げる報酬月額のうち、第四条の規定により決定されたその者の職務の等級及び号俸に応じた額に、その者がフルタイム会計年度任用職員として採用されたものとしたならば第五条の規定により支給されることとなる給料月額の調整額に相当する額及び第八条の規定により支給されることとなる地域手当の月額に相当する額を加えた額をいう。

(パートタイム会計年度任用職員の初任給の調整に係る報酬)

第十三条 パートタイム会計年度任用職員には、当該職員がフルタイム会計年度任用職員として採用されたものとしたならば第六条の規定により初任給調整手当が支給されることとなるときは、当該初任給調整手当の額を基礎として任命権者が定めるところにより算出した額を前条の規定に基づく報酬の額に加算することができる。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第十四条 パートタイム会計年度任用職員には、第八条の規定により特殊勤務手当が支給されるフルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して、任命権者が定めるところにより特殊勤務に係る報酬を支給することができる。

(パートタイム会計年度任用職員の超過勤務及び夜間勤務に係る報酬)

第十五条 勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)に対する超過勤務手当及び夜勤手当の支給の例により当該超過勤務手当及び夜勤手当の額に相当する額を報酬として支給する。この場合において、給与条例第九条中「第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額」とあるのは、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第二十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する勤務一時間当たりの報酬額」とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第十六条 勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間内に勤務した全時間に対して、常勤職員に対する休日給の支給の例により当該休日給の額に相当する額を報酬として支給する。この場合において、給与条例第九条の二中「第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額」とあるのは、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第二十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する勤務一時間当たりの報酬額」とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第十七条 第九条の規定は、任期の定めが六月以上のパートタイム会計年度任用職員（任命権者が定める者を除く。）の期末手当について準用する。この場合において、同条第四項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の額を任命権者が定める方法により一月当たりの報酬の額に換算した額」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の休職者等の給与）

第十八条 パートタイム会計年度任用職員の休職者及び専従休職者の給与については、第十条の規定を準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第十九条 パートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、任命権者が定める場合を除き、その勤務しない一時間につき、次条第一項に規定する勤務一時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの報酬額の算出）

第二十条 パートタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 月によって報酬の額が定められているパートタイム会計年度任用職員 第十二条第一項の規定による報酬の額に十二を乗じて得た額を勤務時間条例第十条七条の規定に基づき定められたその者の一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じて得た時間から給与条例第十八条第二号に掲げる時間（再任用短時間勤務職員に係る時間とする。）を減じた時間で除して得た額

二 日によって報酬の額が定められているパートタイム会計年度任用職員 第十二条第二項の規定による報酬の額を勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められたその者の一日当たりの勤務時間で除して得た額

三 時間によって報酬の額が定められているパートタイム会計年度任用職員 第十二条第三項の規定による報酬の額

2 第十五条及び第十六条の規定により報酬を支給する場合における前項の規定の適用については、同項中「による報酬の額」とあるのは、「による報酬の額に第十三条の規定により加算する額を加えた額」とする。

（パートタイム会計年度任用職員の費用弁償）

第二十一条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第八条第一項に定める通勤手当の支給要件に該当するとき、費用弁償として、第七条の規定の例によりその通勤に要する費用を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行したときは、費用弁償として、職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）の規定に基づき知事等以外の職員が受ける旅費の額に相当する額の旅費を支給する。

3 前二項に規定するもののほか、費用弁償の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。

(会計年度任用職員の給料等の支給方法)

第二十二条 フルタイム会計年度任用職員の給料等の支給方法については、給与条例第二十条の規定の例による。この場合において、同条第六項において人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定めることとされている事項は、任命権者が定めるものとする。

2 パートタイム会計年度任用職員の報酬等の支給方法については、任命権者が定める。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償の例外)

第二十三条 任命権者は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、特別の事情により第三条から前条までの規定により難しいときは、これらの規定にかかわらず、別段の取扱いをすることができる。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償の口座振替)

第二十四条 給与及び費用弁償は、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(補則)

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

徳島県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十号

徳島県立自然公園条例の一部を改正する条例

徳島県立自然公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者

第二十八条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

附 則

1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

2 この条例の施行の日前に、指定認定機関が改正前の第二十四条第三項第一号に該当したことにより第二十八条第二項の規定に基づき行われた当該指定認定機関の指定を取り消す処分については、なお従前の例による。

徳島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第二十一号

徳島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

徳島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項各号を次のように改める。

- 一 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十二号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の備考第八号中「同項下欄」の下に「の規定」を加え、同号を備考第九号とし、備考第七号の次に次の一号を加える。

- 八 この表の三十三の十三の項の事務について、同項に規定する計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における手数料の額は、同項に規定する申請建築物及び同項に規定する他の建築物につき一棟ごとに同表の三十三の十三の項下欄の規定により算定した額の合計額とする。

附 則

この条例は、公布の日又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十三号

道路法施行条例の一部を改正する条例

道路法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三本文を次のように改める。

法第三十条第三項の条例で定める県道の構造の技術的基準については、同項に規定する政令で定める基準の例による。

第一条の三ただし書中「こととされる」の下に「道路構造令の規定のうち」を加え、「同令の」を削り、同条の表第二十四条第二項の項中「横断勾配」を「横断勾配」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第三種又は第四種の県道については、この条例による改正後の道路法施行条例第一条の三本文の規定によりその例によることとされる道路構造令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百五十七号）による改正後の道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第九条の二並びに第十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十四号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和四十七年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の三中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条ただし書中「第百十二條第九項」を「第百十二條第十項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第二十五号

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例

徳島県立学校設置条例（昭和三十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表のその一の表中「徳島県立城ノ内中学校」
「徳島市北田宮二丁目」を削る。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

徳島県立城ノ内中等教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十六号

徳島県立城ノ内中等教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

(徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公立高等学校」の下に「(公立中等教育学校の後期課程を含む。第三条において同じ。)」を加える。

(徳島県学校職員給与条例の一部改正)

第二条 徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二の四第一項中「中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加え、同条第三項中「高等学校」の下に「、中等教育学校の後期課程」を加える。

別表第一の備考一中「教育職員」の次に「並びに中等教育学校に勤務する教育職員のうち、高等学校の教員の免許状を有しない者及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しない者」を加える。

別表第二の備考一中「高等学校」の次に「、中等教育学校」を、「教育職員」の次に「(小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者を除く。)」を加える。

別表第三の備考中「高等学校」の次に「、中等教育学校」を加える。

別表第四の備考中「及び中学校」を「、中学校及び中等教育学校」に改める。

別表第五のイ中「又は中学校」を「、中学校又は中等教育学校」に、「又は養護助教諭」を「、養護助教諭又は講師」に改め、同表のロ及びハ中「高等学校」の次に「、中等教育学校」を加える。

(徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第三条 徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「又は高等学校」を「、高等学校又は中等教育学校」に改める。

第十五条第一項及び第十七条第一項中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第四条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

（徳島県安全で安心なまちづくり条例の一部改正）

第五条 徳島県安全で安心なまちづくり条例（平成十八年徳島県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

（いじめ防止対策推進法施行条例の一部改正）

第六条 いじめ防止対策推進法施行条例（平成二十六年徳島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

附則

この条例は、令和元年十一月一日から施行する。

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十七号

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基づき」の下に、「別に条例で定めるもののほか」を加える。

第二条第二項を次のように改める。

2 この条例において「臨時的任用学校職員」とは、地方公務員法第二十二条の三第一項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三条又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第六条第一項第二号の規定により臨時的に任用された学校職員をいう。

第四条第二項中「第二十一条及び第二十一条の二に規定する学校職員以外の」を削る。

第五条第十一項中「再任用学校職員」を「地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された学校職員（以下「再任用学校職員」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

12 第五項から第十項までの規定は、臨時的任用学校職員には適用しない。

第十九条第一項中「（臨時の学校職員及び常勤を要しない学校職員（再任用短時間勤務学校職員を除く。以下同じ。）の給与額については、別に定めるものとする。）」を削る。

第二十一条を次のように改める。

（臨時的任用学校職員の給与の特例）

第二十一条 臨時的任用学校職員のうち、委員会が給与の支給に関し他の学校職員との権衡上必要と認めて指定するものに係る給与に関する事項については、

この条例の規定にかかわらず、委員会が定める。
第二十一条の二を削る。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十八号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十四条第五項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十三条、農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十二年法律第四百十五号)第三条及び高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)第五条の規定に基づき、別に条例で定める場合のほか、会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 会計年度任用学校職員 法第二十二條の二第一項に規定する職員のうち徳島県教育委員会(以下「委員会」という。)が定める職員をいう。
- 二 フルタイム会計年度任用学校職員 会計年度任用学校職員のうち法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員をいう。
- 三 パートタイム会計年度任用学校職員 会計年度任用学校職員のうち法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員をいう。
- 四 常勤職員 徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号。以下「給与条例」という。)第一条第一項に規定する学校職員をいう。
- 五 給与 フルタイム会計年度任用学校職員にあつては給料、地域手当、通勤手当、宿日直手当、超過勤務手当、休日給、特殊勤務手当、初任給調整手当、期末手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当をいい、パートタイム会計年度任用学校職員にあつては報酬及び期末手当をいう。

(給料表及び等級別基準職務表)

第三条 給料表の種類は、次に掲げる給与条例第四条第一項に規定する給料表のとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところにかかわらず、常勤職員との権衡を考慮して、委員会が定める。

一 小学校中学校教育職給料表（職務の等級が特二級以上である部分を除く。）

二 高等学校等教育職給料表（職務の等級が特二級以上である部分を除く。）

三 行政職給料表（職務の等級が四級以上である部分を除く。）

四 医療職給料表（職務の等級が五級以上である部分を除く。）

2 会計年度任用学校職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前項の給料表（以下単に「給料表」という。）に定める職務の等級に分類するものとする。この場合において、その分類の基準となるべき職務の内容は、給与条例別表第五に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で委員会が定めるものは、それぞれの職務の等級に分類されるものとする。

3 委員会は、全ての会計年度任用学校職員の職務を前項の規定により定められた職務の等級のいずれかに決定し、給料表によりフルタイム会計年度任用学校職員には給料を、パートタイム会計年度任用学校職員には報酬を支給しなければならない。この場合におけるパートタイム会計年度任用学校職員に対する給料表の適用については、給料表中「給料月額」とあるのは、「報酬月額」とする。

(会計年度任用学校職員の初任給の基準)

第四条 新たに会計年度任用学校職員となった者の職務の等級及び号俸は、委員会が定める初任給の基準に従い決定する。

(フルタイム会計年度任用学校職員の給料の調整)

第五条 フルタイム会計年度任用学校職員の給料の調整については、給与条例第八条第一項一号に掲げる職に係るものを除き、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用学校職員の通勤手当)

第六条 フルタイム会計年度任用学校職員には、給与条例第十一条（第三項及び第四項を除く。）の規定の例により通勤手当を支給する。この場合において、同条第七項中「通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）」とあるのは、「一箇月」とする。

(フルタイム会計年度任用学校職員の特殊勤務手当)

第七条 フルタイム会計年度任用学校職員には、給与条例第十四条の規定の例により特殊勤務手当を支給する。この場合において、同条第一項中「第八条第一項各号」とあるのは、「第八条第一項第二号又は第三号」とする。

(フルタイム会計年度任用学校職員の初任給調整手当)

第八条 フルタイム会計年度任用学校職員のうち、給与条例第十四条の三の規定により初任給調整手当を支給される常勤職員との権衡上必要であると認められる者には、同条の規定の例により、初任給調整手当を支給することができる。

2 前項の規定により初任給調整手当を支給されるフルタイム会計年度任用学校職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に必要事項は、委員会が定める。

(フルタイム会計年度任用学校職員の地域手当等)

第九条 フルタイム会計年度任用学校職員には、常勤職員の例により、地域手当、宿日直手当、超過勤務手当、休日給、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用学校職員の期末手当)

第十条 フルタイム会計年度任用学校職員(任期の定めが六月以上の者に限る。)の期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、委員会が定める日に支給する。

2 任期の定めが六月に満たないフルタイム会計年度任用学校職員の一会計年度内における会計年度任用学校職員としての任期(委員会が定めるものに限る。)の合計が六月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用学校職員については、その至った時から当該会計年度の末日までの間においては、任期の定めが六月以上のフルタイム会計年度任用学校職員とみなして、期末手当を支給する。

3 前項の規定により合計する任期に当該任期の属する年度の前年度における会計年度任用学校職員としての任期(委員会が定めるものに限る。)から引き続くものがあるときは、同項の規定の適用に当たっては、当該前年度における任期についても合計するものとする。

4 期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在においてフルタイム会計年度任用学校職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 前各項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用学校職員の期末手当の支給については、給与条例第十五条第一項後段に係る部分を除き、常勤職員の例による。この場合において、同条第六項において人事委員会規則で定めることとされている事項は、委員会が定めるものとする。

(フルタイム会計年度任用学校職員の退職者等の給与)

第十一条 フルタイム会計年度任用学校職員の退職者及び専従退職者の給与については、給与条例第十六条(第六項及び第七項を除く。)及び第十六条の二の規定の例による。

(フルタイム会計年度任用学校職員の給与の減額)

第十二条 フルタイム会計年度任用学校職員が勤務しないときは、委員会が定める場合を除き、その勤務しない一時間につき、給与条例第二十条の規定の例により算出した勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(パートタイム会計年度任用学校職員の報酬)

第十三条 月によって報酬の額を定めるパートタイム会計年度任用学校職員の報酬の額は、基準月額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和四十年徳島県条例第二十号。以下「勤務時間条例」という。)第十七条の規定に基づき定められたその者の一週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 日によって報酬の額を定めるパートタイム会計年度任用学校職員の報酬の額は、基準月額を二十一で除して得た額に、勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められたその者の一日当たりの勤務時間を七時間四十五分で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間によって報酬の額を定めるパートタイム会計年度任用学校職員の報酬の額は、基準月額を七時間四十五分に二十一を乗じて得た時間で除して得た額とする。

4 この条において「基準月額」とは、第三条の規定によりその者に適用される給料表に掲げる報酬月額のうち、第四条の規定により決定されたその者の職務の等級及び号俸に応じた額に、その者がフルタイム会計年度任用学校職員として採用されたものとしたならば第五条の規定により支給されることとなる給料月額の調整額に相当する額及び第九条の規定により支給されることとなる地域手当の月額に相当する額を加えた額をいう。

(パートタイム会計年度任用学校職員の初任給の調整等に係る報酬)

第十四条 パートタイム会計年度任用学校職員には、当該職員がフルタイム会計年度任用学校職員として採用されたものとしたならば第八条の規定による初任給調整手当又は第九条の規定による義務教育等教員特別手当が支給されることとなるときは、当該初任給調整手当及び当該義務教育等教員特別手当の額を基礎として委員会が定めるところにより算出した額を前条の規定に基づく報酬の額に加算することができる。

(パートタイム会計年度任用学校職員の特殊勤務に係る報酬)

第十五条 パートタイム会計年度任用学校職員には、第七条の規定により特殊勤務手当が支給されるフルタイム会計年度任用学校職員との権衡を考慮して、委員会が定めるところにより特殊勤務に係る報酬を支給することができる。

(パートタイム会計年度任用学校職員の宿直又は日直の勤務に係る報酬)

第十六条 パートタイム会計年度任用学校職員には、第九条の規定により宿日直手当が支給されるフルタイム会計年度任用学校職員との権衡を考慮して、委員会が定めるところにより宿直又は日直の勤務に係る報酬を支給することができる。

(パートタイム会計年度任用学校職員の超過勤務に係る報酬)

第十七条 勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用学校職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務学校職員」という。)に対する超過勤務手当の支給の例により、当該超過勤務手当の額に相当する額を報酬として支給する。この場合において、

給与条例第十三条中「第二十条に規定する勤務一時間当たりの給与額」とあるのは、「徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例第二十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する勤務一時間当たりの報酬額」とする。

(パートタイム会計年度任用学校職員の休日勤務に係る報酬)

第十八条 勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用学校職員には、正規の勤務時間内に勤務した全時間に対して、常勤職員の休日給の例により当該休日給の額に相当する額を報酬として支給する。この場合において、給与条例第十三条の二中「第二十条に規定する勤務一時間当たりの給与額」とあるのは、「徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例第二十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する勤務一時間当たりの報酬額」とする。

(パートタイム会計年度任用学校職員の期末手当)

第十九条 第十条の規定は、任期の定めが六月以上のパートタイム会計年度任用学校職員(委員会が定める者を除く。)の期末手当について準用する。この場合において、同条第四項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の額を委員会が定める方法により一月当たりの報酬の額に換算した額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用学校職員の退職者等の給与)

第二十条 パートタイム会計年度任用学校職員の退職者及び専従退職者の給与については、第十一条の規定を準用する。

(パートタイム会計年度任用学校職員の報酬の減額)

第二十一条 パートタイム会計年度任用学校職員が勤務しないときは、委員会が定める場合を除き、その勤務しない一時間につき、次条第一項に規定する勤務一時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用学校職員の勤務一時間当たりの報酬額の算出)

第二十二条 パートタイム会計年度任用学校職員の勤務一時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用学校職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 月によって報酬の額が定められているパートタイム会計年度任用学校職員 第十三条第一項の規定による報酬の額に十二を乗じて得た額を勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められたその者の一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じて得た時間から給与条例第二十条第二号に掲げる時間(再任用短時間勤務学校職員に係る時間とする。)を減じた時間で除して得た額

二 日によって報酬の額が定められているパートタイム会計年度任用学校職員 第十三条第二項の規定による報酬の額を勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められたその者の一日当たりの勤務時間で除して得た額

三 時間によって報酬の額が定められているパートタイム会計年度任用学校職員 第十三条第三項の規定による報酬の額

2 第十七条及び第十八条の規定により報酬を支給する場合における前項の規定の適用については、同項中「による報酬の額」とあるのは、「による報酬の額に第十四条の規定により加算する額（初任給調整手当に係るものに限る。）を加えた額」とする。

（パートタイム会計年度任用学校職員の費用弁償）

第二十三条 パートタイム会計年度任用学校職員が給与条例第十一条第一項に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、費用弁償として、第六条の規定の例によりその通勤に要する費用を支給する。

2 パートタイム会計年度任用学校職員が公務のために旅行したときは、費用弁償として、職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）の規定に基づき知事等以外の職員が受ける旅費の額に相当する額の旅費を支給する。

3 前二項に規定するもののほか、費用弁償の支給に関し必要な事項は、委員会が定める。

（会計年度任用学校職員の給料等の支給方法）

第二十四条 フルタイム会計年度任用学校職員の給料等の支給方法については、給与条例第二十二条の規定の例による。この場合において、同条第六項において人事委員会が委員会と協議して人事委員会規則で定めることとされている事項は、委員会が定めるものとする。

2 パートタイム会計年度任用学校職員の報酬等の支給方法については、委員会が定める。

（会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償の例外）

第二十五条 委員会は、会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償について、特別の事情により第三条から前条までの規定により難いときは、これらの規定にかかわらず、別段の取扱いをすることができる。

（給与及び費用弁償の口座振替）

第二十六条 給与及び費用弁償は、会計年度任用学校職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

（補則）

第二十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

徳島県地方警察職員定員条例及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第二十九号

徳島県地方警察職員定員条例及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(徳島県地方警察職員定員条例の一部改正)

第一条 徳島県地方警察職員定員条例(昭和二十九年徳島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「常時勤務する者(臨時の職員を除く。)」を「常時勤務することを要する者」に改める。

(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 この条例において「一般職員」とは、前項の警察官以外の全ての警察職員をいい、「臨時的任用職員」とは、一般職員のうち地方公務員法第二十二條の

三第一項の規定により臨時的に任用された警察職員をいう。

第四条第二項中「第二十三條及び第二十三條の二に規定する警察職員以外の」を削る。

第五条第十一項中「再任用警察職員」を「地方公務員法第二十八條の四第一項又は第二十八條の五第一項の規定により採用された警察職員(以下「再任用警察職員」という。))に改め、同条に次の一項を加える。

12 第五項から第十項までの規定は、臨時的任用職員には適用しない。

第二十一条第一項中「(常勤を要しない警察職員(再任用短時間勤務警察職員を除く。以下同じ。))及び臨時職員の給与額については、別に定めるものとする

る。」を削る。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十三条の二を削る。

別表第二の備考ただし書を削る。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十号

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第五項及び警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第二項の規定に基づき、別に条例で定める場合のほか、会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 会計年度任用警察職員 法第二十二条の二第一項に規定する職員のうち任命権者が定める職員をいう。
- 二 フルタイム会計年度任用警察職員 会計年度任用警察職員のうち法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員をいう。
- 三 パートタイム会計年度任用警察職員 会計年度任用警察職員のうち法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員をいう。
- 四 常勤職員 徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号。以下「給与条例」という。）第二条第二項に規定する一般職員をいう。
- 五 任命権者 法令等により会計年度任用警察職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有する者をいう。
- 六 給与 フルタイム会計年度任用警察職員にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、特殊勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用警察職員にあつては報酬及び期末手当をいう。

(給料表及び等級別基準職務表)

第三条 給料表は、給与条例第四条第一項第二号に掲げる行政職給料表（職務の等級が四級以上である部分を除く。）のとおりとし、給料表の適用範囲は、当

該給料表に定めるところにかかわらず、常勤職員との権衡を考慮して、任命権者が定める。

2 会計年度任用警察職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前項の給料表（以下単に「給料表」という。）に定める職務の等級に分類するものとする。この場合において、その分類の基準となるべき職務の内容は、給与条別表第四の口の表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で任命権者が定めるものは、それぞれの職務の等級に分類されるものとする。

3 任命権者は、全ての会計年度任用警察職員の職務を前項の規定により定められた職務の等級のいずれかに決定し、給料表によりフルタイム会計年度任用警察職員には給料を、パートタイム会計年度任用警察職員には報酬を支給しなければならない。この場合におけるパートタイム会計年度任用警察職員に対する給料表の適用については、給料表中「給料月額」とあるのは、「報酬月額」とする。

（会計年度任用警察職員の初任給の基準）

第四条 新たに会計年度任用警察職員となった者の職務の等級及び号俸は、任命権者が定める初任給の基準に従い決定する。

（フルタイム会計年度任用警察職員の給料の調整）

第五条 フルタイム会計年度任用警察職員の給料の調整については、常勤職員の例による。

（フルタイム会計年度任用警察職員の初任給調整手当）

第六条 フルタイム会計年度任用警察職員のうち、給与条例第十条の規定により初任給調整手当を支給される常勤職員との権衡上必要であると認められる者は、同条の規定の例により、初任給調整手当を支給することができる。

2 前項の規定により初任給調整手当を支給されるフルタイム会計年度任用警察職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に必要事項は、任命権者が定める。

（フルタイム会計年度任用警察職員の通勤手当）

第七条 フルタイム会計年度任用警察職員には、給与条例第十三条（第三項及び第四項を除く。）の規定の例により通勤手当を支給する。この場合において、同条第七項中「通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）」とあるのは、「一箇月」とする。

（フルタイム会計年度任用警察職員の地域手当等）

第八条 フルタイム会計年度任用警察職員には、常勤職員の例により地域手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給及び特殊勤務手当を支給する。

（フルタイム会計年度任用警察職員の期末手当）

第九条 フルタイム会計年度任用警察職員（任期の定めが六月以上の者に限る。）の期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、任命権者が定める日に支給する。

2 任期の定めが六月に満たないフルタイム会計年度任用警察職員の一会計年度内における会計年度任用警察職員としての任期（任命権者が定めるものに限る。）の合計が六月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用警察職員については、その至った時から当該会計年度の末日までの間においては、任期の定めが六月以上のフルタイム会計年度任用警察職員とみなして、期末手当を支給する。

3 前項の規定により合計する任期に当該任期の属する年度の前年度における会計年度任用警察職員としての任期（任命権者が定めるものに限る。）から引き続くものがあるときは、同項の規定の適用に当たっては、当該前年度における任期についても合計するものとする。

4 期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用警察職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 前各項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用警察職員の期末手当の支給については、給与条例第十八条第一項後段に係る部分を除き、常勤職員の例による。この場合において、同条第六項において人事委員会規則で定めることとされている事項は、任命権者が定めるものとする。

（フルタイム会計年度任用警察職員の休職者の給与）

第十条 フルタイム会計年度任用警察職員の給与については、給与条例第十九条（第六項及び第七項を除く。）の規定の例による。
（フルタイム会計年度任用警察職員の給与の減額）

第十一条 フルタイム会計年度任用警察職員が勤務しないときは、任命権者が定める場合を除き、その勤務しない一時間につき、給与条例第二十二条の規定の例により算出した勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（パートタイム会計年度任用警察職員の報酬）

第十二条 月によって報酬の額を定めるパートタイム会計年度任用警察職員の報酬の額は、基準月額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号。以下「勤務時間条例」という。）第十七条の規定に基づき定められたその者の一週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 日によって報酬の額を定めるパートタイム会計年度任用警察職員の報酬の額は、基準月額を二十一で除して得た額に、勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められたその者の一日当たりの勤務時間を七時間四十五分で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間によって報酬の額を定めるパートタイム会計年度任用警察職員の報酬の額は、基準月額を七時間四十五分に二十一を乗じて得た時間で除して得た額とする。

4 この条において「基準月額」とは、第三条の規定によりその者に適用される給料表に掲げる報酬月額のうち、第四条の規定により決定されたその者の職務の等級及び号俸に応じた額に、その者がフルタイム会計年度任用警察職員として採用されたものとしたならば第五条の規定により支給されることとなる給料月額の調整額に相当する額及び第八条の規定により支給されることとなる地域手当の月額に相当する額を加えた額をいう。

(パートタイム会計年度任用警察職員の初任給の調整に係る報酬)

第十三条 パートタイム会計年度任用警察職員には、当該職員がフルタイム会計年度任用警察職員として採用されたものとしたならば第六条の規定により初任給調整手当が支給されることとなるときは、当該初任給調整手当の額を基礎として任命権者が定めるところにより算出した額を前条の規定に基づく報酬の額に加算することができる。

(パートタイム会計年度任用警察職員の特殊勤務に係る報酬)

第十四条 パートタイム会計年度任用警察職員には、第八条の規定により特殊勤務手当が支給されるフルタイム会計年度任用警察職員との権衡を考慮して、任命権者が定めるところにより特殊勤務に係る報酬を支給することができる。

(パートタイム会計年度任用警察職員の超過勤務及び夜間勤務に係る報酬)

第十五条 勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められる勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用警察職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再用短時間勤務警察職員」という。)に対する超過勤務手当及び夜勤手当の支給の例により当該超過勤務手当及び夜勤手当の額に相当する額を報酬として支給する。この場合において、給与条例第十五条中「第二十二条に規定する勤務一時間当たりの給与額」とあるのは、「徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例第二十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する勤務一時間当たりの報酬額」とする。

(パートタイム会計年度任用警察職員の休日勤務に係る報酬)

第十六条 勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用警察職員には、正規の勤務時間内に勤務した全時間に対して、常勤職員の休日給の支給の例により当該休日給の額に相当する額を報酬として支給する。この場合において、給与条例第十五条の二中「第二十二条に規定する勤務一時間当たりの給与額」とあるのは、「徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例第二十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する勤務一時間当たりの報酬額」とする。

(パートタイム会計年度任用警察職員の期末手当)

第十七条 第九条の規定は、任期の定めが六月以上のパートタイム会計年度任用警察職員(任命権者が定める者を除く。)の期末手当について準用する。この場合において、同条第四項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の額を任命権者が定める方法により一月当たりの報酬の額に換算した額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用警察職員の休職者の給与)

第十八条 パートタイム会計年度任用警察職員の休職者の給与については、第十条の規定を準用する。

(パートタイム会計年度任用警察職員の報酬の減額)

第十九条 パートタイム会計年度任用警察職員が勤務しないときは、任命権者が定める場合を除き、その勤務しない一時間につき、次条第一項に規定する勤務一時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用警察職員の勤務一時間当たりの報酬額の算出)

第二十条 パートタイム会計年度任用警察職員の勤務一時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用警察職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 月によって報酬の額が定められているパートタイム会計年度任用警察職員 第十二条第一項の規定による報酬の額に十二を乗じて得た額を勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められたその者の一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じて得た時間から給与条例第二十二条第二号に掲げる時間(再任用短時間勤務警察職員に係る時間とする。)を減じた時間で除して得た額

二 日によって報酬の額が定められているパートタイム会計年度任用警察職員 第十二条第二項の規定による報酬の額を勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められたその者の一日当たりの勤務時間で除して得た額

三 時間によって報酬の額が定められているパートタイム会計年度任用警察職員 第十二条第三項の規定による報酬の額

2 第十五条及び第十六条の規定により報酬を支給する場合における前項の規定の適用については、同項中「による報酬の額」とあるのは、「による報酬の額に第十三条の規定により加算する額を加えた額」とする。

(パートタイム会計年度任用警察職員の費用弁償)

第二十一条 パートタイム会計年度任用警察職員が給与条例第十三条第一項に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、費用弁償として、第七条の規定の例によりその通勤に要する費用を支給する。

2 パートタイム会計年度任用警察職員が公務のために旅行したときは、費用弁償として、職員の旅費に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第九号)の規定に基づき知事等以外の職員が受ける旅費の額に相当する額の旅費を支給する。

3 前二項に規定するもののほか、費用弁償の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。
(会計年度任用警察職員の給料等の支給方法)

第二十二条 フルタイム会計年度任用警察職員の給料等の支給方法については、給与条例第二十四条の規定の例による。この場合において、同条第六項において人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定めることとされている事項は、任命権者が定めるものとする。

2 パートタイム会計年度任用警察職員の報酬等の支給方法については、任命権者が定める。
(会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償の例外)

第二十三条 任命権者は、会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償について、特別の事情により第三条から前条までの規定により難いときは、これらの規定

にかかわらず、別段の取扱いをすることができる。

(会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償の口座振替)

第二十四条 給与及び費用弁償は、会計年度任用警察職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。
(補則)

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十一号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

表徳島県阿南警察署の項中

阿南市

を

阿南市
那賀郡

に改め、同表徳

島県那賀警察署の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（徳島県警察署協議会条例の一部改正）

2 徳島県警察署協議会条例（平成十三年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の一項を加える。

4 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（令和元年徳島県条例第三十一号。以下「元年改正条例」という。）の施行の日の前日において元年改正条例による改正前の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例表に規定する警察署のうち次の表の上欄に掲げるものに置かれて
いる協議会の委員に委嘱されている者は、元年改正条例の施行の日に、元年改正条例による改正後の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例表に規

定する警察署のうち次の表の下欄に掲げるものに置かれている協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、同日の前日における委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

徳島県阿南警察署	徳島県阿南警察署
徳島県那賀警察署	

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第三十二号

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十五の項の1の(二)、2の(二)、3の(二)、4の(一)及び5の(二)中「千九百円」の下に「（道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円）」を加え、同表の五十七の項の1を次のように改める。

1 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証

- (一) (二)に規定する場合以外の場合 二千五十円（道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、道路交通法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、千七百円）
- (二) 道路交通法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合 (一)に規定する額に当該他の種類の免許に係る事項を記載することに二百円を加えた額

別表第一の五十八の項の1中「三千五百円」を「二千二百五十円」に改め、同表の五十九の三の項中「第四百四条の四第六項」の下に「（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。